

各市町村教育委員会教育長 様
(各市町村立学校長)

北海道教育委員会教育長 小 玉 俊 宏

新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の更なる要請について(通知)

このことについて、令和2年5月4日付けで、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)に基づく緊急事態宣言の期間が5月31日(日)まで延長されたことを受け、北海道知事から、学校の臨時休業について更なる要請がありましたので、次の事項に留意の上、適切に対応してください。

記

- 1 臨時休業の期間は、5月31日(日)までとすること。
- 2 臨時休業期間中においても、「新型コロナウイルス感染症対策としての学校の臨時休業に係る学校運営上の工夫について」(令和2年5月1日付け2文科初第222号初等中等教育局長通知)に基づき、可能な限り感染及びその拡大のリスクを低減させながら、段階的な学校教育活動の再開に向けた取組を進めること。
- 3 分散登校の実施に際しては、道の事業者への休業要請が5月15日(金)までとなっていることを踏まえ、同期間においては、必要最小限度にとどめ、18日(月)からは週ごとに登校回数を増やすなど、段階的に学校教育活動を再開できるよう、準備を行うこと。
なお、実施に当たっては、衛生部局と十分相談し、感染症対策を徹底すること。
- 4 全ての児童生徒の心身の健康状態や学習状況等の把握は、引き続き少なくとも2週間に1回は実施すること。特に、要保護児童対策地域協議会に登録されている支援対象の児童生徒は、概ね1週間に1回以上、実施すること。
- 5 休業期間中の家庭学習については、指導計画を踏まえた家庭学習を課し、教師がその学習状況や成果を確認すること。なお、休業期間中の学習指導については、別途通知する。
- 6 各学校においては、引き続き「健康観察シート」を活用するなどし、児童生徒の健康状態に一層配慮すること。
- 7 臨時休業中は、感染リスクを高めるような不要不急の外出をできるだけ避けることについて、改めて指導すること。
- 8 インターネット等の安心・安全な利用などについて指導するとともに、いじめ等の問題や心の不安などに24時間無料で対応する「子ども相談支援センター」について周知すること。また、児童生徒や保護者の要望に応じ、来校相談や家庭訪問を実施すること。
- 9 教職員については、健康管理を行うとともに、在宅勤務や時差出勤等を適切に運用するほか、各学校における良好な環境衛生の確保に努めること。
- 10 幼稚園については、休業を実施する場合でも、保護者が医療従事者や社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な者である、ひとり親家庭で保護者が仕事を休むことが困難である、などといった事情により、預かり保育を実施する場合、感染予防対策を十分講じた上で対応すること。

学校教育局健康・体育課
学校教育局高校教育課
学校教育局義務教育課
学校教育局特別支援教育課
学校教育局生徒指導・学校安全課
教職員局教職員課
教職員局福利課